



# 交通わかやま

発行 一般財団法人和歌山県交通安全協会  
〔和歌山県交通安全活動推進センター〕

和歌山県和歌山市西1番地(交通センター内) <http://www.wtsa.jp/>  
TEL.073-473-1710 編集発行人(責任者) 専務理事 西川 敏秋



和歌山県交通安全協会  
シンボルマスコット  
ちゅういくん

## 令和3年秋の全国交通安全運動

9月21日(火)

9月30日(木)

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です!



交通ルールを守って  
つながる笑顔



運動の重点

- ★ 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ★ 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ★ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- ★ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶



和歌山城公園

### 交通安全フェア わかやま2021

日時 9月18日(土) 12:00~

雨天時▶ 9月20日(月) 予備日

場所 和歌山交通公園(和歌山市西18番地1)

お問い合わせ

県民生活課 ☎ 073-441-2350

交通センター ☎ 073-473-0110

県立和歌山交通公園 ☎ 073-472-7690

委託管理(一財)和歌山県交通安全協会

※ お越しの際は、マスク着用徹底のご協力をお願いいたします。

回 覧									



# 和歌山県の交通事故

## 令和3年上半期

資料～警察本部交通企画課

### 交通事故発生状況

区分	1月～6月	前年比
発生件数(件)	658	-136
死者数(人)	13	5
傷者数(人)	750	-163

### 年齢層別(死・傷者)

区別	死者(人)		傷者(人)	
	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)
子ども(中学生以下)	0	0	43	5.7
若者(15～24歳)	0	0	105	14.0
一般(25～64歳)	3	23.1	442	59.0
高齢者(65歳以上)	10	76.9	160	21.3
合計	13	100	750	100

### 主な事故原因(第1当事者)

#### 死亡事故

原因	件数(件)	構成比(%)
安全運転義務違反	9	69.2
うち ハンドル・ブレーキ操作不適	6	46.2
// 前方不注意	2	15.4
// 安全不確認	1	7.7
信号無視	1	7.7
その他	3	23.1
合計	13	—

#### 全事故

原因	件数(件)	構成比(%)
安全運転義務違反	554	84.2
うち 安全不確認	274	41.6
// 前方不注意	120	18.2
// 動静不注意	92	14.0
// その他	68	10.3
指定場所一時不停止等	33	5.0
信号無視	23	3.5
その他	48	7.3
合計(発生件数)	658	—

## ★ 道路横断中の事故防止

～ 慣れた道ほど危ない! ～

- 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。
- 道路の横断は、左右をよく見て、安全を確認しましょう。
- 車の直前・直後や斜め横断はやめましょう。
- 横断歩道や信号機のある交差点を利用しましょう。
- 夜間、外出する時は反射材、明るい服装を着用しましょう。



秋から年末にかけて  
死亡事故が増加する  
傾向にあります

自動車・自転車運転中はもちろん、  
歩行の際も交通ルールを厳守し、  
1にも2にも安全確認を励行してください!!

### あなたの町の交通事故発生状況

市町村	件数	死者	傷者
橋本市	34	1	41
高野町	5		6
九度山町	5	2	3
かつらぎ町	10	1	11
紀の川市	43	1	49
岩出市	43		48
和歌山市	313	3	355
海南市	34		39
紀美野町	5		6
有田市	8		9
湯浅町	4		7
広川町	1		1
有田川町	13	1	15
御坊市	14		14
由良町	1		1
日高町			
美浜町	3		3
日高川町	1		2
印南町	2		2
田辺市	49	2	61
みなべ町	8		8
上富田町	9	1	11
白浜町	13		13
すさみ町	4		4
串本町	10		10
古座川町			
新宮市	18		23
那智勝浦町	8	1	8
太地町			
北山村			
合計	658	13	750



# 飲酒運転根絶!

酒酔い運転	酒気帯び運転
無条件で 35点 欠格期間3年 <b>免許取消</b>	呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ以上 25点 欠格期間2年 <b>免許取消</b>
	呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満 13点 90日 <b>免許停止</b>

**欠格期間の上限は10年!**

酒酔い運転をした場合 ▶ 3年  
さらに、死亡事故を起こした場合 ▶ 7年  
さらに、ひき逃げをした場合 ▶ 10年

※前歴およびその他の累積点数がない場合 ※欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

## 運転者にも運転者以外にも厳しい罰があります!

運転者	車両の提供者	酒類の提供者 車両の同乗者
<b>酒酔い運転</b> 5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	<b>酒酔い運転</b> 5年以下の懲役または 100万円以下の罰金	<b>酒酔い運転</b> 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
<b>酒気帯び運転</b> 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	<b>酒気帯び運転</b> 3年以下の懲役または 50万円以下の罰金	<b>酒気帯び運転</b> 2年以下の懲役または 30万円以下の罰金



## 飲酒運転は犯罪です。

- ・「しない」「させない」「許さない」を合い言葉に飲酒運転を根絶しましょう。
- ・「飲んだら乗らない。乗る人には飲ませない。飲む人には、車を貸さない。」の徹底を

## 高齢者の交通事故防止

高齢歩行者・自転車利用者みなさん、**手間を惜まず安全確認しましょう!**



### 道路を横断するときには!

- ・手を上げるなどして、運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。
- ・近くの横断歩道は必ず利用しましょう。
- ・道路の左右が見通せる場所から渡りましょう。
- ・夜は車が完全に途切れてから渡りましょう。

### 自転車に乗るときは!

- ・「70歳以上の人」や「車道通行が危険な場合」は歩道を通行しましょう。
- ・歩行者用信号機のある横断歩道を通るときは歩行者などがいないか注意しましょう。
- ・「止まれ」の標識をきちんと守りましょう。

**全死者の13人中10人が高齢者!!** (令和3年上半年)

状態別	高齢者死者数	全死者数
歩行中	2	3
四輪車運転・乗車中	4	4
二輪車運転中	2	2
自転車運転中	2	3
その他	0	1
合計	10	13

高齢ドライバーの事故の割合が増加しています。

**大ベテランでも油断は禁物です!!**

## 安全運転を心掛けましょう!

- 交差点では、信号や標識を**しっかり確認**しましょう。
- 右折するときは対向車が途切れるまで**待ち**ましょう。
- 止まっている車のかげから歩行者が渡ってこないか**注意**しましょう。
- 体調が悪いときや夜間・雨の日の運転は**ひかえ**ましょう。



### 高齢運転者マークをつけましょう!

- 70歳以上のドライバーは、高齢運転者マークを車の前面と後面につけて運転しましょう。



## 反射材を活用しましょう!

夜間は、運転している人から歩行者が見えにくく、発見が遅れ交通事故につながりやすくなります。

運転者にわかりやすいような明るい色の服を身につけ、さらに効果を上げるために反射材を着用することが大切です。



# 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

- 交差点や道路を渡る際には、必ず右と左を確認してから渡りましょう。
- 自転車は「車両」です。「自転車安全利用五則」を守りましょう。

## 自転車 安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則 歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る (飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間はライトを点灯・交差点では信号を守る・一時停止・安全確認)
- 5 子どもはヘルメットを着用



## あなたの自転車安全ですか？

※ 和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例が施行され、令和元年10月から、自転車損害賠償保険等への加入が努力義務化されました。

(点検・整備) (付帯保険)  
安全・安心に整備された  
普通自転車のしるし  
**TS マーク**



点検・整備はこのマークの自転車店で！

自転車安全整備店のマーク

## TS マークとは？

Traffic Safety (交通安全) の頭文字 T と S を取った略称で、「自転車安全整備店」で一年に一度点検・整備を受けた普通自転車に貼付されるマークです。

TS マークの貼られた普通自転車には、賠償責任・傷害保険が付いているので万が一の時に安心です。毎年1回は点検・整備を受けて、TS マークを更新しましょう！



※ 詳しくは交通安全協会 (073-472-4668) 又は自転車安全整備店までお問い合わせください。

TRAFFIC SAFETY (交通安全) マークで安全と安心を！

### TSマークの種類と付帯保険の補償内容

	第二種 TSマーク (赤マーク)	第一種 TSマーク (青マーク)
傷害保険	○入院 15 日以上 (一律) <b>10 万円</b> ○死亡・重度後遺障害 (1~4 級) (一律) <b>100 万円</b>	○入院 15 日以上 (一律) <b>1 万円</b> ○死亡・重度後遺障害 (1~4 級) (一律) <b>30 万円</b>
賠償責任保険	○死亡・重度後遺障害 (1~7 級) (限度額) <b>1 億円</b>	○死亡・重度後遺障害 (1~7 級) (限度額) <b>1,000 万円</b>
被害者見舞金	○入院 15 日以上 (一律) <b>10 万円</b>	なし

# 全日本交通安全協会の自転車会員入会 および サイクル安心保険加入のご案内

(Web加入の場合)



Web申込みでお得!

1か月あたり **約140円~**  
**年間掛金 1,670円~**

団体割引30%適用!!

申込みプランにより

**最高3億円**の賠償責任を補償!

サイクル安心保険の補償開始日は申込み日によって毎月1日または15日だよ



僕も入会して、サイクル安心保険に入ってるよ~

「野球猫チーター」はサイクル安心保険のイメージキャラクターです。  
©NIPPON ANIMATION CO., LTD.

申込みプランにより

賠償事故の場合  
**ご家族全員を補償!**

傷害事故の場合  
**入院時の補償からしものときまで**

安心の  
**示談交渉サービス!**

自転車会員に入会(無料)して「サイクル安心保険」に加入しましょう。

パンフレットまたは協会ホームページから「どなたでも入会できます!」

WEBからの加入がお得・便利!!

モバイルから加入の場合はこちら

- 便利な **クレジットカード払い**ができます!
- **掛金がお得**です!
- 申込み手続き後、**すぐ加入者票がダウンロード**できます! 【※】郵送による加入者票のお届けはできません。

右記のQRコードからアクセスしてください。  
24時間、土日祝日いつでも加入できます!



詳しくは   をクリック!  
(URL) <https://www.jtsa.or.jp/>



サイクル安心保険コールセンター  
「サイクル安心保険加入」についてはお電話でお問い合わせください。

**03-4590-1519**

【受付時間】平日:午前9時~午後5時

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)【受付時間】(営業店・代理店とも) 平日 午前9時~午後5時  
サイクル安心保険コールセンター 取扱代理店(幹事) 株式会社インシュアランスサービス 自転車保険担当窓口  
〒160-0004 東京都新宿区西台2-9番ビル2F TEL 03-4590-1519

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル14階 TEL 03-3349-3578

団体連絡先 一般財団法人 全日本交通安全協会 自転車会員係  
TEL 03-6261-2927  
【受付時間】午前9時15分~午後5時





# 横断歩道は 歩行者優先!

横断歩行者妨害は交通違反!

信号機のない横断歩道に接近するときは注意!

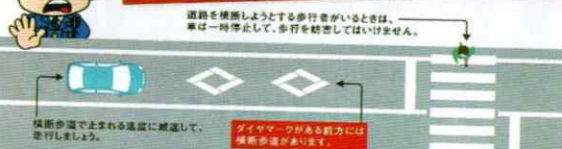
**Check 1** 横断歩道に近づけば  
横断歩道の直前で、停止できる速度に減速し、横断者や横断しようとする人がいないか確かめる。

**Check 2** 横断者や横断しようとする人がいれば  
横断歩道の直前で一時停止、歩行者を横断させる。

**Check 3** 横断歩道の直前に車が停止しているとき  
その車の側方を通過して前方に出る前に一時停止し、横断者がいないか確かめる。

**Check 4** 横断歩道やその手前の側端から30メートル以内の道路では  
前方の車の追い越し、および追い抜きはできない。

**罰金** 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金!  
(反則金9,000円(普通車)、違反点2点)



和歌山県警察 和歌山県交通安全協会 JA共済

信号機のない横断歩道における 車の一時停止率

## 和歌山県15.9%

### 全国ワースト15位

2020年全国調査(JAF調べ) ※全国平均21.3%

### 横断歩行者妨害は、交通違反!

横断者や横断しようとする人がいれば、横断歩道の直前で一時停止しましょう。(歩行者を横断させる)

# 一時停止が ルールです!



## 令和4年使用 交通安全年間スローガン(標語)募集

以下の重点テーマに沿ったスローガンを作成してください(句読点はつけないこと)

### 一般部門 A

どなたでも応募可 です

運転者(同乗者を含む)に呼びかけるもの

- A-1** 交通ルールの遵守と交通マナーの向上  
例) 横断歩道等における歩行者保護、運転中のスマートフォン等の使用禁止、他の車への思いやりの気持ち、あおり運転の禁止など
- A-2** 飲酒運転の根絶
- A-3** 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- A-4** 前照灯の早めの点灯  
例) 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯により歩行者を早く発見すること、自分の車の存在を周囲に知らせることなど
- A-5** 高齢運転者の交通事故防止

### 一般部門 B

どなたでも応募可 です

歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの

- B-1** 交通ルールの遵守と交通マナーの向上  
例) 横断歩道等における交通ルールの遵守など、歩行者は、回り道でも横断歩道を横断すること、横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意図を明確に伝えること、車の直前・直後や横断が禁止されている場所を横断しないことなど  
例) 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認  
例) ながら運転の禁止
- B-2** 夕暮れ時と夜間における交通事故防止  
例) 反射材用品、ライトの点灯
- B-3** 自転車の安全利用  
例) 自転車は、歩行者と衝突した場合は加害者となり、自動車と衝突した場合は被害者になるという両面を持っていること  
例) 全ての年齢層に対する乗車用ヘルメットの着用、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道よりを徐行

### こども部門

中学生以下のみ応募可 です

子供たちに交通安全を呼びかけるもの

重点テーマは特に定めない

※自作、未発表作品に限る。過去の入賞作や他で公表・使用されたスローガンと同一ないし酷似していると判断された場合は審査対象とならない。

※応募点数に制限はもうけない。

毎日新聞社交通安全年間スローガン

過年度受賞作品、Q&A(よくある質問)をホームページでご覧いただけます。

詳細はこちらの二次元コードからもご確認ください。



締め切り: 令和3年9月30日(木) (消印有効)

**送付先** 〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1  
毎日企画サービス内「交通安全年間スローガン」事務局

**発表** 令和3年11月下旬の毎日新聞紙上とホームページなど

**賞(予定)** 内閣総理大臣賞(最優秀作)など

【お問い合わせ】 毎日企画サービス内「交通安全スローガン」事務局 (☎03-6265-6815) 平日午前10時~午後5時



# 交通安全「携帯用横断旗」贈呈式

道路横断中の交通事故防止を目的に、昨年試作した交通安全「携帯用横断旗」について、利用者のアンケート調査結果に基づき、改良した携帯用横断旗を県内のモデル小学校（和歌山市立伏虎義務教育学校・橋本市立高野口小学校・かつらぎ町立妙寺小学校）に贈呈しました。

モデル小学校では、児童代表に横断旗を贈呈し、活用方法について説明しました。

贈呈した横断旗は、反射材付きの黄色い布で作成し、夜間でも目立つように工夫していますので、有効に活用していただき、登下校時における児童の交通事故防止に繋がればと願っています。



携帯用横断旗



和歌山市立伏虎義務教育学校



橋本市立高野口小学校



かつらぎ町立妙寺小学校

安心が、わたしと未来をつなぐ。

●ひと ●終身共済 ●養老生命共済 ●定期生命共済 ●引受緩和型終身共済 ●医療共済 ●引受緩和型医療共済  
 ●がん共済 ●特定重度疾病共済 ●生活障害共済 ●介護共済 ●予定利率変動型年金共済 ●こども共済 ●傷害共済 など  
 ●いえ ●建物更生共済 ●火災共済 ●くま ●自動車共済 ●自賠責共済  
 ●ご加入にあたりましては、お近くのJA(農協)へお問い合わせください。どなたでもご相談いただけます。

はじめて共済  検索 ウェブサイトから  
お申し込みください。お申し込み  
の必要書類をダウンロード  
いただけます。

JA共済相談受付センター(JA共済連 全国本部)  
 電話番号: ☎0120-536-093 ※お電話は、毎日および12月29日~1月3日を除きます。  
受付時間: 9:00~18:00(月~金曜日) 9:00~17:00(土曜日) ※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。  
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

暮らしの保障、相談するなら **JA共済**  
 耕そう、大地と地域のみらい。JAグループ



## SDカードは安全運転の証!

### SDカードを持っていますか?

SDカードは、無事故・無違反証明書または運転記録証明書(1通670円)の申請者で、1年以上事故・違反等の記録のない方に発行しています。



自動車安全運転センター和歌山県事務所  
〒640-8313 和歌山市西1番地 交通センター内  
(073) 472-4433 URL: <https://www.jsdc.or.jp/>



## 県立和歌山交通公園で七夕まつり



6月11日～7月7日の間、交通公園で七夕まつりを開催しました。みんなの願いを色とりどりの短冊に託しました。



## 運転免許証更新(取得)時に交通安全協会にご入会いただいたあなたの会費が交通安全活動を支えています!

- 優良運転者・交通安全功労者表彰
- 新入学児童に「黄色いランドセルカバー」の提供
- 交通安全資機材の提供
- チャイルドシートの貸出し
- 交通関係団体の活動支援
- 各種交通安全教育
- 交通安全子供自転車大会の開催
- 交通安全高齢者自転車大会の開催
- 交通安全に関する広報啓発活動
- 広報紙「交通わかやま」の発行

あなたの会費が  
このように役立っています

会費は年間  
**500円**



入会  
していただく!!

ほか

### 会員優待特典制度

協賛いただいたレジャー施設、自動車販売店・整備事業所、飲食店、ホテル・宿泊施設等協力店で会員証と運転免許証を見せれば割引等サービスを受けることができます。

協賛店をご利用いただく時は、**会員証と運転免許証**をご提示ください。



入会時に  
「協賛店一覧」を  
お渡します!



ホームページの  
こちらをクリック!

※「協賛店一覧」は、変更された内容が反映されていない場合があります。

### 入院見舞金制度

会員の皆様、万が一交通事故により傷害を負われ、20日以上継続して入院治療を受けた場合に、当協会が入院見舞金(3万円)をお支払いする制度です。

※お支払いには条件がございます。詳しくは、交通安全協会総務課(073-473-1710)又は、県内の各支部でお尋ねください。



# 交通事故を減らすため交通安全協会は幅広い活動をしています。

～ あなたの交通安全協力会費が交通安全ボランティアの活動を支援しています ～  
各支部の交通安全活動だより(2021年わかやま夏の交通安全運動における啓発活動、安全教室の開催など)



買い物客に交通安全啓発  
橋本支部



道の駅で交通安全啓発  
かつらぎ支部



通行車両に交通安全を呼びかけ  
岩出支部



買い物客に交通安全啓発  
和歌山東支部



交通ルールを守ってね!  
和歌山西支部



交通安全街頭啓発  
和歌山北支部



交通ルールを守ろう!  
海南支部



買い物客に交通安全啓発  
有田支部



交通安全の願いを込めて♪  
湯浅支部



自転車通学生に交通安全を呼びかけ  
御坊支部



小学校で交通安全教室  
田辺支部



反射ベスト贈呈式  
白浜支部



運転者に交通安全啓発  
串本支部



安全運転をお願いします!  
新宮支部

ホームページ  
<http://www.wtsa.jp/>



和歌山県交通安全協会  
シンボルマスコット  
ちゅういくん